

FMCだより

2
2011

2月の年中行事というと節分。節分といえば豆まきですね。
「鬼は外。福は内。」の掛け声のように、福がやって来るように努めたい
と思います。
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



共同経営者が加入できる、 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、平成22年に改正がなされています。この改正により、共同経営者と呼ばれる方が新たに小規模企業共済制度の加入対象として加わりました。ただし、この改正は同年4月に公布はなされていたものの、施行は平成23年1月1日からでした。つまり今年1月より、新たに共同経営者が小規模企業共済制度の対象者として加入することができることになった、というわけです。

そこで今回は、今年1月から施行された内容とともに、小規模企業共済制度について、お届けしたいと思います。

小規模企業共済制度とは

そもそも小規模企業共済制度とは、通常、毎月一定の掛け金を支払い、将来、退職や事業をやめたときに一時金または分割で受け取ることができるものです。これは、自身の退職金または事業再建資金として備えるもので、一般的な生命保険とは趣が異なります。

この制度は、税金の計算上、掛け金の全額が所得控除として所得金額から差し引くことができるため、掛け金が多いほど税金が安くなります。また、将来受け取る際にも税制上の優遇措置があります。

このように将来に備えた共済制度であるとともに税制上の優遇があるため、自身の将来の蓄えに加え、現状の節税のために加入されている方がいらっしゃいます。

ただし、この制度は加入対象者に制限が設けられています。

加入対象者は誰ですか

平成22年までの加入対象者は、次のように、業種や従業員数に応じて決まっていました。

- (1) 常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社役員
- (2) 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員

この加入対象者について、改正により「共同経営者」と呼ばれる方が加入対象として加わりました。この場合の「共同経営者」とは、個人事業主の経営に携わる者を指し、具体的には個人事業主の配偶者や後継者を指します。この後継者は個人事業主の親族である必要がなく、個人事業主の経営に携わっていれば加入することができます。

加入対象者が拡大したことにより、本来退職金としての支給が難しい、個人事業主の配偶者や後継者に対して、リタイア後の生活の安定に寄与できることになるでしょう。

無論、掛け金は現状と同様、全額所得控除になりますし、将来受け取るときにも税制上の優遇があります。もし該当される方がいらっしゃれば、加入の検討をしてみてはいかがでしょうか。





扶養控除の改正は 今年1月からのスタート

今年1月から改正されているものが、もう1つあります。それは、扶養控除の対象者の改正です。ご存知の方も多いでしょうが、1月の給与計算から影響が出ますので、もう一度こちらで改正の内容についてお届けしたいと思います。

扶養控除の改正内容

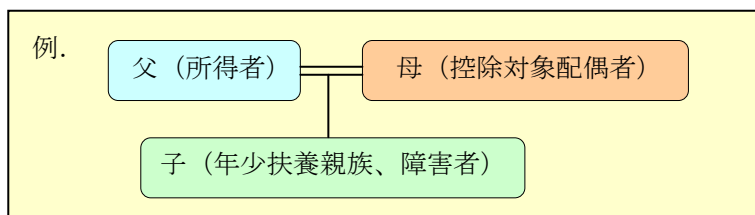
扶養控除に関する改正は、次のような内容となっています。

- (1) 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）は、扶養控除の対象外となりました。
（扶養控除の対象となる年齢16歳以上の扶養親族を「控除対象扶養親族」といいます。）
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の扶養控除上乗せ分（所得税では25万円）が廃止されました。

また、これら扶養控除の改正に関連して、配偶者控除の対象となる控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の上乗せ分（所得税では35万円）が配偶者控除や扶養控除への上乗せから障害者控除への上乗せへと改正がなされています。

1月の給与計算から改正になります

実務では、平成23年分の扶養控除等申告書を確認し、扶養親族等の数を計算した上で、給与計算を行います。したがって、まず平成23年分の扶養控除等申告書が正しいかどうかを確認しなければなりません。特に、年少扶養親族が「控除対象扶養親族」欄から除かれ、住民税に関する事項の欄に記載されているかどうか、また、障害者の欄は従前通り年少扶養親族も含まれているかどうか、です。



例の場合、所得者の給与計算における扶養親族等の数は、「2」となります。数の内訳は、控除対象配偶者(1)＋障害者(1)の合計(2)です。子は年少扶養親族のため、控除対象扶養親族として数に含まれませんが、障害者であるため、障害者の数として1が加算されます。もし、子が同居特別障害者に該当した場合には、ここに1が加わり、「3」となります。

なお、あくまでこの改正は、今年1月1日以後に支給期日の到来する給与計算から適用されます。したがって、たとえば、給与計算が毎月末日、翌月15日支給のような場合は、給与計算期間である12月分は、支給日が今年1月15日になるわけですから、これは1月に支給期日の到来する給与となります。このような場合には、1月15日に支給する給与計算から改正の影響を受けることになりますので、ご注意ください。



労務情報

退職時に求められる 主な事務手続き

従業員が退職する際には、雇用保険や社会保険をはじめとして様々な手続きが必要となります。そこで以下では、退職時に発行すべき書類と退職時の手続きについて主なものを取り上げましょう。

①退職証明書・解雇理由証明書

従業員が退職する際に、以下の5つの事項について証明書を請求したときには、会社は遅滞なくこれを交付する義務があります。また従業員を解雇する際、従業員が解雇の理由について証明書を請求したときは、これらの事項を含めた証明書を遅滞なく交付する必要があります（労働基準法第22条）。

- ①使用期間
- ②業務の種類
- ③その事業における地位
- ④賃金
- ⑤退職の事由（解雇の場合はその理由を含む）

②雇用保険被保険者離職票

雇用保険被保険者である従業員が退職する際、会社は被保険者でなくなった日の翌日から10日以内にハローワークにおいて資格喪失の手続きを行う必要があります。また従業員が雇用保険被保険者離職票（以下、「離職票」という）の発行を求めている場合、併せて離職票の発行の手続きを行う必要があります。なお、離職票の発行は、たとえ退職後に雇用保険の基本手当が受給できない場合であっても、退職する従業員が発行を求めた場合には必ず発行しなければなりません。

③給与所得の源泉徴収票(源泉徴収票)

年途中で退職した従業員に対して、源泉徴収票を発行する必要があります。退職した従業員は再就職した会社の年末調整や確定申告において、この源泉徴収票により所得税の精算を行うことになります。

④健康保険(任意継続)

健康保険に加入していた従業員が退職後も引続きその健康保険制度に加入を希望する場合には、退職者本人が「任意継続被保険者 資格取得申出書」を保険者へ提出する必要があります。なおこの申出は、退職日の翌日から20日以内に必ず手続きを行わなければならないことから、会社は本人に対して、手続きの方法の他、期限厳守であることを伝えることが望まれます。

年度末にかけては採用活動や新入社員の受入れ等で繁忙になることから、手続き漏れが発生したり、発行までに時間を要したりします。事前の対策として、書類発行までの流れを整備し、漏れなく手続きを進めたいものです。





経営情報

海外との取引をする前に やっておくこと

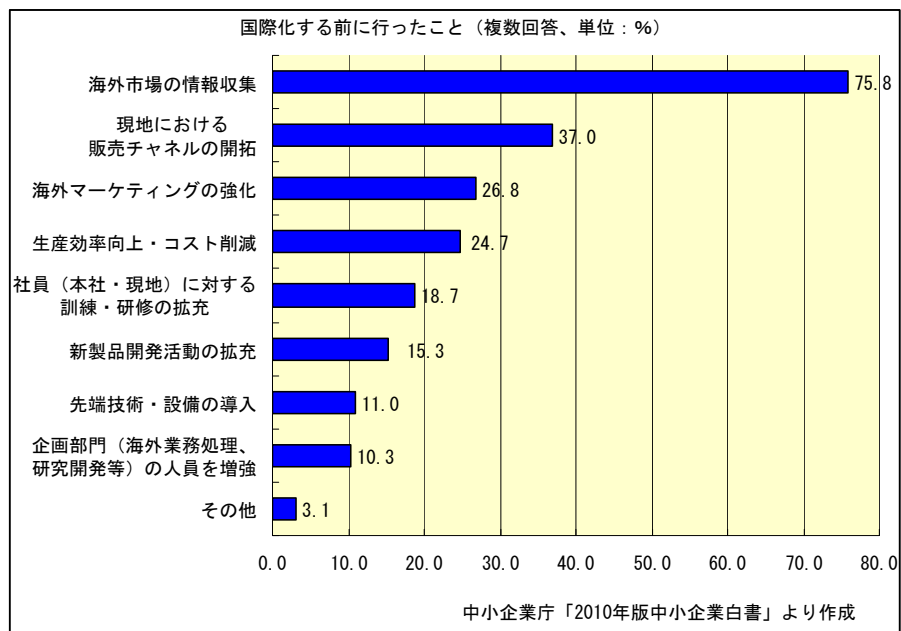
中国をはじめアジア地域に進出する中小企業は依然として多いように感じられます。また海外進出はもちろん、海外の企業と新たに取引を開始する中小企業は、望むと望まざるとに関わらず、今後も増えて行くのではないかと思います。ここでは、中小企業庁の「2010年版中小企業白書（*）」から、すでに国際化（ここでは直接輸出、間接輸出、直接投資、業務提携を行うこと）している中小企業が、国際化を行う前に行ったことを紹介します。

海外市場の情報を収集する企業は75.8%

上述の中小企業白書によると、調査対象の中小企業が国際化する前に行ったこと（複数回答）をみると、以下の通りです。

これをみると、「海外市場の情報収集」が全体の75.8%となっています。ただ、残りの25%近い企業は海外市場の情報収集を行っていないということでもあります。ここでの国際化は、直接輸出や直接投資だけではないため、必ずしも海外市場の情報収集が必要とはいいい切れませんが、十分な準備をしないままビジネスを開始している中小企業も少なくないと感じさせる結果に思えます。

「海外市場の情報収集」のほかでは、「現地における販売チャネルの開拓」が37.0%、「海外マーケティングの強化」が26.8%と多くなっていますが、50%にも届かない状況となっています。



求められる十分な準備

日本国内であれ海外であれ、新たなビジネスを始める前には、十分な準備が必要なのはいうまでもありません。特に海外のビジネスは言葉や法律、慣習などの違いから、国内以上に難しい部分が多くなります。そのため、メリットやデメリットはもちろんリスクも見極めて決断し、取り組まなくてはなりません。決断を下すにはそのための情報が必要ですから、少なくとも情報収集は十分に行うことが大切でしょう。

その他、その国のビジネスに通じている、いざという時に頼れる専門機関を見つけるしておくことは、情報収集に役立つのはもちろん、海外とのビジネスを行っていく上でも有効だといえます。

（*）中小企業庁「2010年版中小企業白書」第2章第1節3で紹介された「国際化の開始前後に取り組んだ内容」より。
詳細は以下の中小企業庁のサイトで確認できます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>



医業情報

医療機関における役職者の給与情報（平成22年版）

給与に関する情報は、知りたい人が多いけれど知られたくない人も多いため、なかなか詳細が公表されにくいものです。

ここでは、平成22年10月に発表された人事院の調査（＊）から、平成22年4月分の医療機関の役職者の給与月額情報を紹介します。

病院長の平均給与は約157万円

上記調査結果から、きまって支給する給与の平均をみると、病院長が約157万円で最も高くなっています。次いで副院長が約139万円、医科長が約121万円となっています。ここまでの100万円を超える金額になっています。一方、薬局長と総看護師長、看護師長については、40万～50万円台となっています。

ちなみに昨年の調査結果をみると、病院長が約149万円、副院長が約137万円、医科長が約129万円となっており、病院長と副院長は増加、医科長は減少という結果になりました。

果たしてこの金額について、どのように感じられるでしょうか。

（＊）民間給与の実態（平成22年職種別民間給与実態調査の結果）

平成22年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の事業所を対象にした調査です。用語の定義は以下の通りで、給与額は4月分の給与月額となっています。

- ◆病院長：部下に医師又は歯科医師5人以上
- ◆副院長：上記院長に事故等のあるときの職務代行者
- ◆医科長：部下に医師又は歯科医師1人以上
- ◆薬局長：部下に薬剤師2人以上
- ◆総看護師長：部下に看護師長5人以上
- ◆看護師長：部下に看護師又は准看護師5人以上
- ◆きまって支給する給与
基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。
- ◆時間外手当
きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。
- ◆通勤手当
きまって支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたものを含む。

役職別年齢階級別平均給与月額

職種	年齢階層	きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A-B)	うち通勤手当
	歳以上 歳未満	円	円	円	円
病院長	48～52	1,745,296	15,309	1,729,987	98,156
	52～56	1,745,830	45,288	1,700,542	5,034
	56～	1,517,236	26,935	1,490,301	8,845
	平均：61.6歳	1,567,554	29,969	1,537,585	11,134
副院長	40～44	1,224,071	238,113	985,958	2,059
	44～48	1,414,367	117,746	1,296,621	13,744
	48～52	1,566,768	103,176	1,463,592	25,325
	52～56	1,381,532	86,151	1,295,381	8,353
	56～	1,326,570	74,925	1,251,645	12,467
	平均：55.5歳	1,386,311	89,306	1,297,005	13,674
医科長	32～36	1,097,375	134,293	963,082	1,764
	36～40	1,107,271	110,144	997,127	10,179
	40～44	1,233,583	146,007	1,087,576	12,811
	44～48	1,280,793	166,053	1,114,740	11,297
	48～52	1,199,373	155,178	1,044,195	14,810
	52～56	1,223,944	124,718	1,099,226	17,407
	56～	1,165,124	94,583	1,070,541	21,574
	平均：49.3歳	1,213,263	138,065	1,075,198	14,788
薬局長	28～32	428,033	30,638	397,395	18,511
	32～36	347,735	14,681	333,054	8,662
	36～40	437,154	33,669	403,485	12,628
	40～44	472,618	34,300	438,318	14,020
	44～48	469,987	21,091	448,896	20,520
	48～52	473,669	23,942	449,727	9,230
	52～56	527,951	17,047	510,904	18,905
	56～	531,902	23,733	508,169	14,023
	平均：49.4歳	486,754	23,935	462,819	14,695
総看護師長	40～44	494,245	0	494,245	5,638
	44～48	552,979	12,020	540,959	8,285
	48～52	533,377	8,162	525,215	12,703
	52～56	514,034	6,100	507,934	8,767
	56～	529,111	2,918	526,193	11,152
	平均：55.3歳	525,867	4,956	520,911	10,414
看護師長	24～28	333,277	47,820	285,457	5,515
	28～32	351,789	41,252	310,537	8,010
	32～36	368,846	41,665	327,181	7,819
	36～40	391,702	35,386	356,316	9,440
	40～44	421,551	33,204	388,347	11,508
	44～48	428,438	30,083	398,355	11,502
	48～52	433,788	30,323	403,465	7,900
	52～56	449,874	28,248	421,626	8,971
	56～	448,703	21,087	427,616	10,157
	平均：46.4歳	422,538	31,205	391,333	9,677

人事院 民間給与の実態（平成22年職種別民間給与実態調査の結果）より作成

今月は、春に向かった準備期間となります。また、3月決算の会社にとっては、そろそろ年度最終にさしかかる時期です。売上の確定等に影響する時期でもありますので、契約もれや配送もれのないように心がけましょう。

2011年2月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の納付(第4期分)

2. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

3. 新入社員の受入準備

4. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

5. 確定申告の受付開始



1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれの無いようにしましょう。納付期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の企業は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集し、会社の業績資料から原資の検討を行ったり、部門、個別評価や配分の検討を行ったり等、昇給の準備を開始しましょう。

3. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入の準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

4. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等の点検（消火器、非常口、非常階段、避難経路等）をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策等）について周知しておきましょう。

5. 確定申告の受付開始

所得税や住民税の確定申告の受付は、2月16日から3月15日までです。
なお、個人事業者の消費税の確定申告は、3月31日までです。





4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	火	仏滅	
2	水	大安	
3	木	先勝	
4	金	友引	立春
5	土	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	
8	火	赤口	
9	水	先勝	
10	木	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	先負	建国記念の日
12	土	仏滅	
13	日	大安	
14	月	赤口	
15	火	先勝	
16	水	友引	●確定申告の受付開始（～3月15日）
17	木	先負	
18	金	仏滅	
19	土	大安	雨水
20	日	赤口	
21	月	先勝	
22	火	友引	
23	水	先負	
24	木	仏滅	
25	金	大安	
26	土	赤口	
27	日	先勝	
28	月	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで